

出産後赤ちゃんとの生活はめまぐるしく変化します。

八頭町では、出産後6か月未満のお子様とお母さんで、産後の体調の回復に不安がある、育児への不安が強いなど、産後ケアを必要とする方が、助産師のいる施設でお母さんの体を休めながら、赤ちゃんのお世話や授乳について教わることができます。

### 利用できるプラン

#### 【 デイケア事業 】

利用施設において、日帰りで母子が滞在しながらケアを受けることができます。

(原則1日あたり最長4時間まで)

#### 【 母子ショートステイ事業 】

利用施設において、母子が宿泊しながらケアを受け、安心して過ごすことができます。

どのようなケアが受けられるの？

- ・お母さんの身体的・心理的ケア及び保健指導、栄養指導
- ・乳房ケア等、適切な授乳が実施できるためのケア
- ・沐浴や授乳指導等、育児手技について具体的な指導や相談

### 利用施設

	デイケア	母子 ショートステイ
みやもと産婦人科医院	○	○
さくらレディースクリニック田園町	○	○
鳥取産院		○
産後ケア やわらかい風	○	○
本家助産所	○	○
ひかり助産所	○	

施設の空き状況等により、希望通りの利用ができない場合があります。

### 持ち物

**赤ちゃん**：着替え、オムツ、おしりふき、  
必要な場合はミルク、哺乳瓶など

**お母さん**：母子健康手帳、着替えなど  
※持ち物は各施設によって若干異なります。  
詳しくは、利用申請時にお伝えします。

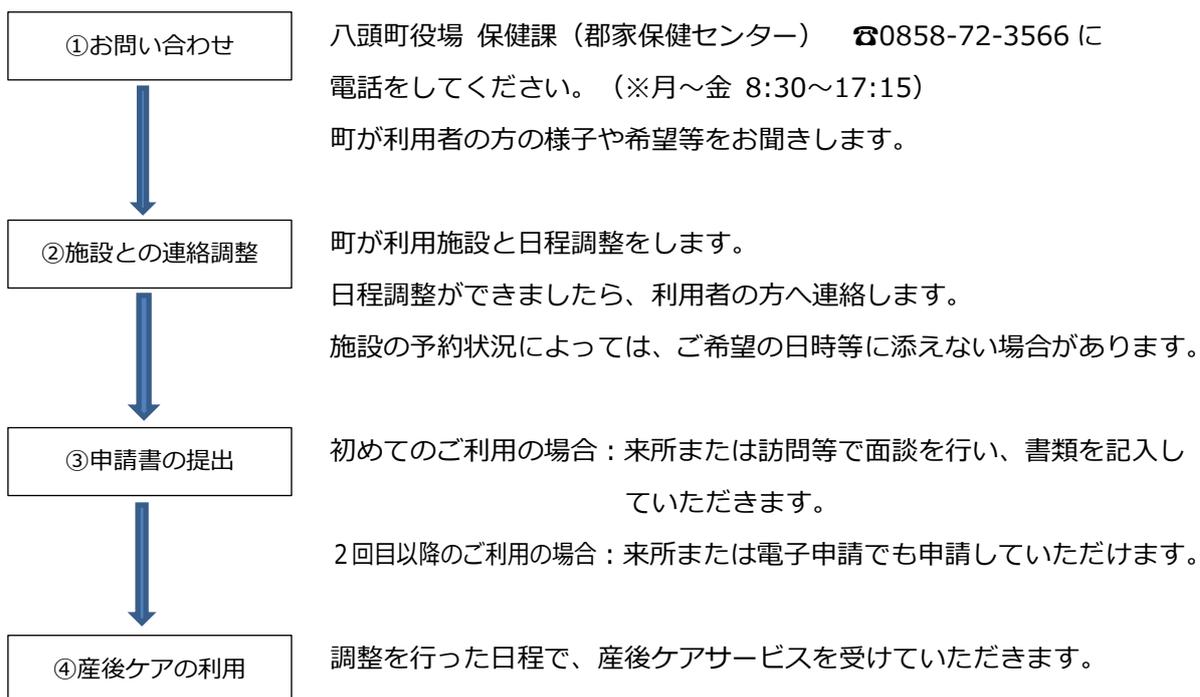
### 利用料

	町民税課税世帯	町民税非課税世帯	生活保護世帯
デイケア事業 (母子1組あたりの額)	2,000円	1,000円	0円
母子ショートステイ事業 (母子1組1泊当たりの額)	7,200円	3,600円	0円
	※利用開始日前日(休業日を除く)の午後5時までに変更・中止の申出がなかった場合のキャンセル料		
	1,800円	900円	0円

多胎児の利用の場合、2人目以降の乳児の数に利用料の1/2の額を加算します。

令和6年度は県の助成があり、利用料は無料です。ただし、食事代及びキャンセル料(利用開始日前日(休業日を除く)の午後5時までに変更・中止の申出がなかった場合)については、自己負担がかかります。

## 🦆 お問い合わせから利用までの流れ 🦆



※ 2回目以降のご利用希望の際は、①お問い合わせ、②施設との連絡調整の後に電子申請で申請することができます。

まずは、八頭町役場 保健課（郡家保健センター）にご連絡・相談ください。

※各施設で利用にあたり条件がありますので、利用希望の際にお尋ねください。

電子申請はこちら↓



【お問合せ先】八頭町役場 保健課（郡家保健センター）

電話：0858-72-3566

